

日本科学者会議宮崎支部第8回市民講座

# 大型店進出と“まちづくり”を考える

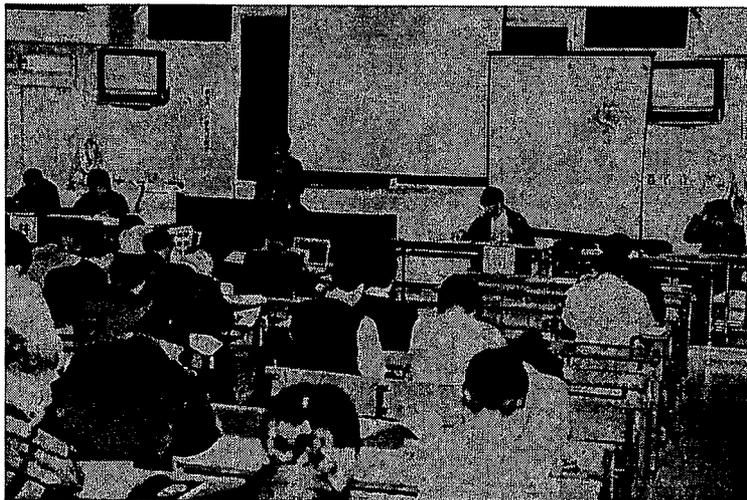
講師：中山 徹 氏（奈良女子大学生生活環境学部助教授）

日時：2001年11月30日（金）18:30～20:30

場所：宮崎市中央公民館大研修室

## 資料集目次

- (1) 中山報告レジюме
- (2) 中心市街地活性化法の概要（資料1～2）
- (3) 大店立地法のポイント（資料3～7）
- (4) 中心市街地活性化関連三法のポイント（資料8）
- (5) イオン宮崎SC出店計画（資料9）
- (6) 中心商業地商業の推移（資料10～14）
- (7) イオン宮崎SC出店予定地（資料15）
- (8) 出店反対声明・決議（資料16～17）
- (9) 新聞記事（資料18～22）



宮崎大学まちづくり研究会のディベート 宮崎日日新聞2001年11月25日

主催：日本科学者会議宮崎支部



# 大型SCの出店と宮崎市のまちづくりを考える

奈良女子大学 中山 徹

<http://www.nara-wu.ac.jp/life/resed/nakayama/welcome.htm>

- 1) 大型SCと既存の商業施設は共存できない
  - ・福岡に行かなくてもすむ
  - ・観光客がショッピングできる
  - ・韓国も視野に  
等々というが.....
  
- 2) どのような消費スタイルを選択するのか
  - ・大型SC+自動車
  - ・商店街、中心市街地+徒歩  
大型SCが時代の流れというが.....
  
- 3) どのような都市を選択するのか
  - ・大型リゾート、大型SC、高速道路、国際施設
  - ・自然環境、中心市街地、公共交通、歴史的町並み、農業
  
- 4) どのような地域経済を選択するのか
  - ・先端技術産業の誘致、大型観光施設、国際的な流通
  - ・医療、福祉、地元産業の育成、圏域内の流通
  
- 5) 宮崎市総合計画（南九州の中核都市）  
とは違った方向性を考えるべきではないか
  - ・人口減少社会の都市間競争
  - ・国際化時代の地域産業政策
  
- 6) 中心部、既存商店街の活性化をどう考えるべきか
  - ・地方中心都市における中心市街地活性化の困難さ
  - ・中心部の活性化を中心部だけで考えることの困難さ
  - ・商業施設立地をコントロールできるのはまちづくりの視点からだけ

# 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）

建設省  
通商産業省  
自治省

空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図る。

## 2 法律の概要

### (1) 基本的考え方

- ① 市町村のイニシアティブ
- ② 「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」が車の両輪
- ③ 「都市化社会」から「都市型社会」への歴史的転換期に当たっての「都市の再構築」
- ④ 個店や商店街に着目した「点」・「線」から、「面」的な商業活性化策へ
- ⑤ 各省協議会等、関係省庁の連携による各種措置の一体的推進

### (2) スキーム

- ① 国が、「基本方針」を作成
- ② 市町村が基本方針に即して市街地の整備改善及び商業等の活性化を中核として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成し、国及び都道府県は助言
- ③ 市町村の「基本計画」に則って中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO）・民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画を国が認定し、支援を実施

### (3) 主な支援措置

#### [市街地の整備改善の推進]（建設省）

- ① 公益施設等の用地を確保するための土地区画整理事業の特例制度の創設
- ② 路外駐車場に係る都市公園の占用の特例
- ③ 都市開発資金貸付制度の拡充（再開発の種地への低利融資の充実）
- ④ 地方のまちづくり公社等の指定（中心市街地整備推進機構）
- ⑤ 地域振興整備公団の業務の特例（土地区画整理事業の施行権能、施設等の整備等）
- ⑥ 都市計画に基づく事業の推進

#### [商業・都市型新事業の活性化]（通商産業省）

（商業施設の整備、TMOを中心とする商店街整備、都市型新事業立地促進）

- ① 施設整備等への補助、高度化無利子融資等
- ② 地域振興整備公団による施設整備、3セクへの出資等
- ③ 産業基盤整備基金の債務保証、利子補給等
- ④ 中小企業信用保険の特例（不保限度額の拡大、保険料率の引き下げ等）
- ⑤ 中小企業設備近代化資金の特例（償還期間を7年に延長）
- ⑥ 課税の特例（特別償却等）

#### [その他]

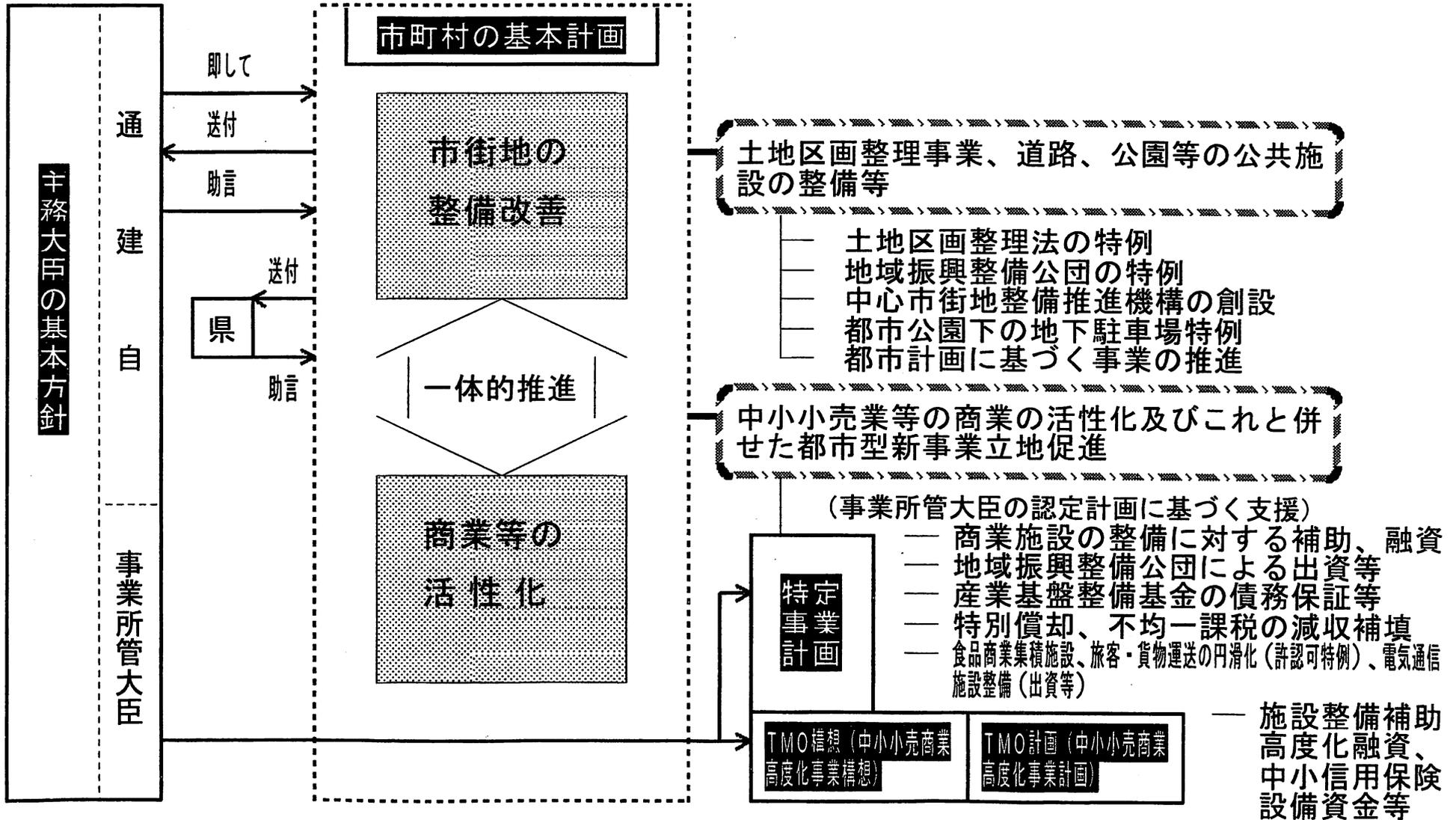
- ① 地方税の不均一課税を行った場合の地方自治体の減収補填（自治省）
- ② 地方債についての配慮（自治省）
- ③ 食品商業集積施設の整備の促進（農林水産省）
- ④ 旅客・貨物運送事業の円滑化のための許認可手続きの特例（運輸省）
- ⑤ 電気通信施設の整備の促進（郵政省）

<制定までの経緯>  
平成10年2月10日

平成10年2月12日  
平成10年5月27日  
平成10年6月3日  
平成10年7月24日

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案」閣議決定  
第142回国会へ同法案提出  
参議院本会議可決、成立  
公布  
施行

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化  
の一体的推進に関する法律のスキーム



# 大規模小売店舗立地法のポイント

## 1. 法律の目的（第1条）

この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗は、工場、娯楽施設等他の施設と異なり、通常、生活空間から一定の範囲内に存在すべき施設であるとともに、日常的に利用されることから不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に顕著な影響を及ぼす潜在力を有する施設である。本法は、このような大規模小売店舗の立地が、その周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めようとするものである。

### ★商業調整は大店立地法の対象とはならない

大店立地法は、上に述べたように、現行大店法による大型店と中小店の商業上の利害の調整を廃止し、大型店の周辺的生活環境の保持のために出店者に一定の配慮を求めるものである。したがって、大型店と中小店の商業上の利害調整（大型店進出からの中小店保護）となるような事項は、大店立地法の対象とはならない。

平成10年11月  
通商産業省  
流通産業課

- 1 -

- 2 -

### ★大店立地法における「生活環境」の概念

- (1) 大店立地法における「生活環境」については、例えば、
- ①大型店の立地により駐車場待ちの車による渋滞が生じ、周辺で生活、買い物等をする住民の生活の利便性、あるいは業務の利便性に影響が生じる場合にこれへの対応を図るほか、
  - ②大型店の出入口の配置が、商店街の顧客の通行の流れを妨げないよう配慮を求めたり、既にある又は進行中の地元による折角の施設配置・設計：例えば、パーク&ライド事業により中心部への車の乗り入れを制限する取組を行っている場合に、大型店の設置者に、街の中央を迂回して店舗に車を誘導させることを求める等により、当該取組への協力を促す等の対応をも目指すもの。
- (2) 一方、住民の居住状況などを勘案し、「身近な買い物機会の確保」等が必要とされる場合には、いわゆるゾーニング的手法により一定の地域に望ましい商業集積を立地誘導すること（今回の都市計画法の改正はその趣旨に沿ったもの）、あるいは場合により支援策でバックアップすることが適当。

#### (注) 「周辺の地域」の範囲について

大型店の出店によって、上記のような意味での生活環境上の影響が生じ得る地域を指すもの。経済的規制を行うことを前提にして、顧客を吸引する区域として想定される現行大店法の「商圏」とは概念を異にするもの。

## 2. 対象（第2条、第3条）

本法の対象は「大規模小売店舗」

一 一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積を超える店舗。

○基準面積は、政令で1,000㎡と定める予定。

○基準面積は、都道府県の判断により、条例で区域を指定して引き上げることが可能であるが、引き下げはできない。

○生活環境の保持が目的であるため、現行大店法と異なり、生協、農協等営利活動を行っていないものも対象。

## 3. 指針（第4条）

- 1 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
  - 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で通商産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
    - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
    - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

○指針の協議を行う関係行政機関の長としては、警察庁長官、環境庁長官、建設大臣、農林水産大臣、厚生大臣、運輸大臣を予定。

○本法に基づいて大規模小売店舗を設置する者等が配慮すべき事項は、大規模な集客や物流といった特性を有する大型店の出店に固有なものである。具体的には、例えば交通渋滞、騒音などの事項が挙げられる。

#### ・「施設の配置に関する事項」

例えば、交通渋滞を回避するために必要な駐車場や荷捌き施設の設置や騒音防止のための防音施設の整備が要求される。

#### ・「施設の運営方法に関する事項」

例えば、交通渋滞を回避するために交通整理員を配置するといったオペレーション面からの対応が要求される。

○大規模小売店舗を設置する者はこの指針の配慮事項を参照しつつ、店舗の施設の配置、運営方法等を決めていくこととなり、また都道府県等はこの指針に照らしつつ、届出に対する意見の提出、勧告等を手続を必要に応じて行うていくことになる。

- 3 -

- 4 -

☆いわゆる「街づくり」との関係について

1. 立地の適否はゾーニングで判断する。

いわゆる「街づくり」の観点等から、地域の判断で大型店の立地自体を規制する必要があるのであれば、大店立地法でなく、都市計画法をはじめとするゾーニング的手法の活用により対応することとなり、また、中心市街地活性化法等の振興策で対応することも可能。

2. 指針におけるいわゆる「街づくり」への配慮

他方、大型店の当該地域への立地を前提とした上で、周辺の地域の住民の利便、商業その他の業務の利便、生活環境の保持の観点からの「街づくり」への配慮については、大店立地法に基づき大型店が出店する際に配慮される事項である。

例えば、駐車場が不十分なため不法路上駐車が増え、大型店の周辺の商店の営業活動に支障を生ずるような場合には、大店立地法を通じて適切な規模の駐車施設の設置等を求めることなどである。

3. いわゆる「街づくり」に名を借りた商業調整は不可。

例えば、大型店の出店が中心市街地での商業活性化やいわゆる「街づくり」に影響を与えるとされても、その影響の内容が大型店の出店に伴う他の商業施設の売上減少といったものを意味するのであれば、大店立地法の対象とはならない。

※郊外における大型店出店への対応について

郊外店も含め大型店の立地の適否に係る問題については、いわゆるゾーニング的手法の活用によって計画的な地域づくりを図っていくことが可能であり、かつ適切である。今回の都市計画法の改正によって、市町村の判断による特別用途地区の多様化が図られることとなり、これは都市計画法体系等により地域の実情に応じたより柔軟で実効性のある対応を可能とするための取組みの一環。

☆ゾーニング的手法の活用について

- (1) 地域の判断で柔軟かつきめ細かな用途規制が可能となるよう、都市計画法を改正し、特別用途地区の多様化を図ることとした。
- (2) 特別用途地区の多様化は現在11種類に限定されている特別用途地区の種類を地域の判断で柔軟に設定できるようにするもの。例えば「中小小売店舗地区」を設けることにより、一定以上の規模の店舗の立地を制限することが可能となる。本制度改正により、大型店の立地の可否が、地域の判断によって、予めよりきめ細かく決められるようになる。
- (3) また、都市計画区域外や未編入都市計画区域で用途地域が定められていない区域、いわゆる白地地域においても、県市等の自治体が固有の観点からの条例等によって、当該地域の土地利用に関する地元の考え方を反映して規制を行うことが可能。
- (4) 地域の実情に応じたきめ細かな街づくりを推進するためには、市町村のマスタープランが重要な役割を果たす。

☆指針の策定方法・手順について

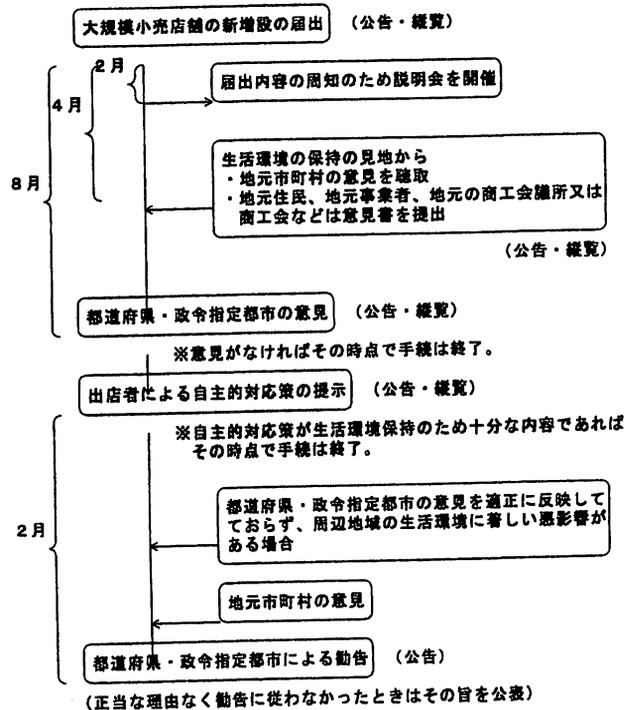
指針の策定に当たっては、慎重かつ十分な調査・検討を行い、そのプロセスの中で、地方自治体、交通渋滞や騒音の問題などそれぞれの分野の専門的知見を有する者等を含め幅広く意見を聴取して、関係省庁との協議の上策定することとしている。

4. 法の運用主体（第5条等）

○ある程度広範な地域を鳥瞰し、場合によっては複数の他の同様の事例と比較しながら、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る主体であり、また、効率的かつ適正な運用のためには行政実務の蓄積も必要との理由から、都道府県及び政令指定都市としている。

○一方、大型店が立地する地元市町村については、大店立地法の手続の過程で当該市町村の意見を必ず聴取することとしており、その意見が十分反映されるための仕組みを確保している。

5. 手続の流れ（第5条～第9条）



※設置者の届出内容について都道府県が意見を提示するまでは8ヶ月、その意見を踏まえた設置者の改善策が提示されてから勧告が行われるまでは2ヶ月と手続処理の期間が明示。その両期間中は大規模小売店舗の事業活動は開始できない。

※設置者の届出書の添付書類の中に、販売内容・業態の情報は記載

★現行大店法のいわゆる調整4項目の大店立地法における取扱いについて

(1) 現行大店法は、周辺の中小小売業の事業機会の適正な確保という商業調整を行うものであり、その中で対象とされるいわゆる調整4項目が、それと趣旨・目的の全く異なる大店立地法において直接的に対象として継続されるものではない。

(2) 一方、大店立地法における意見・勧告の内容となる対応策は、具体的な大型店の新增設に係る際の周辺の事情に応じて多岐にわたるものであるが、現行大店法において対応策とされているいわゆる調整4項目の大店立地法における取扱いについて言えば、以下のように考えられる。

①店舗面積

周辺の生活環境の保持の見地から、例えば、駐車場の拡大を意見・勧告するような場合、結果として店舗面積を削減せざるを得なくなることは想定。

②閉店時刻（営業時間）

早朝、深夜に及ぶ営業については、周辺に騒音問題を惹起するなど、周辺の生活環境の保持に影響を及ぼすことがありうると考えられ、閉店時刻等について意見・勧告を出すことも想定。

③休業日数・開店日

本法は、大型店が周辺地域と融和するために周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてより適正な自主的対応を促すためのものであって、一般的に休業日数の増減や開店日の変更を直接の内容とする意見・勧告は、本法では想定していない。

★退店規制の可否について

退店は、当該店の経営上の不都合による場合が多く、また、事前の予測可能性にも限界があることから、この問題は、政府による一律の規制、指導、ましてや罰則にはなじまない問題であり、社会的責任を踏まえた上での企業の自主的な判断に委ねるべきもの。

★情報開示の徹底・手続の透明性について

(1) 本法の適正な運用のためには、地域の住民等から幅広く生活環境面での意見を聴取することが重要。その前提として、大型店の届出内容については添付書類を含め、広く一般からアクセスできるよう公告・縦覧することとし、さらに設置者による出店地での説明会も義務付けている。したがって、地域の住民等に対しては十分な情報開示の徹底が法律上確保されている。

(2) 一方、都道府県の意見・勧告や地元市町村等の意見についても公告・縦覧されることになっており、手続の透明性が確保されている。

★都道府県・政令指定都市に第三者機関を設置すべきではないか、との議論について

地域、地域の実態があるため、一律に設置するよう指導を行うことは考えていない。ただし、都道府県が住民参加の促進の一環として、自主的に本法の適正な運用のため自ら審議会等の第三者機関を設置することはもちろん妨げられない。しかし、出店者に当該審議会等の存在を理由に必要以上に大量の資料提供を求めるなど本法の手続を超えた過剰な負担を課すことは当然不可。

★意見を提出できる主体の範囲について

- (1) 本法の適正な運用のためには、大型店の出店に際して、生活環境上の影響を受け得るあらゆる主体から幅広く意見を聴取することが重要。
- (2) こうした観点から、生活環境上の影響を受け得る主体である限りにおいては、個人であろうと団体（当然のことながら、隣接する自治体も含む）であろうと何人でも意見を言うことが可能。当該地域に居住していたり、事業を行っている者に限る必要は必ずしもない。

★商工会議所・商工会の位置付けについて

両団体は、地域の商工業の総合的な発展を図るための中核的存在であり、かつ地域社会一般の福祉の増進を図る上で重要な役割を担うものと認識。かかる観点から、大店立地法においては、都道府県に意見を提出することが期待される団体の代表格として法文上明記されている。

★出店後の対応について

出店後も、駐車場の変更等生活環境の保持への配慮のための対応策を変更する場合には、本法に基づき変更の手続を行うことが必要となる。したがって、出店者が大店立地法の手続を経て実施することとなった生活環境問題への対応策を手続なしに変更したり、そもそも履行しないような場合には罰則が課せられることとなる。

ただし、出店者以外に起因する周辺生活環境の変化（例えば、インターチェンジができたために交通量が増加したなど）を理由に、出店者に対して追加的な対応措置を求めることは、本法の手続を経たことによって得た事業の安定性を損なうため適当でない。

6. 関係行政機関の協力（第12条）

都道府県が第8条の規定に基づく意見を述べたり、第9条の規定に基づく勧告を行ったりする場合には、当該大規模小売店舗の存する市町村の意見を聴取することになっているが、下配のような場合にはこれらの市町村の意見を聴取し参考にするだけでは不十分となる可能性があり、必要に応じて関係する地方公共団体や国の関係行政機関の協力を求める必要があると考えられるので、当該規定を設けたものである。

（例）

- ・隣接市町村や隣接都道府県、国の道路等のインフラ整備計画を考慮する必要がある、その詳細の資料の提出や説明等が必要な場合
- ・国の関係行政機関から技術的観点からの専門的助言が必要とされる場合
- ・国の地方機関（例えば、通商産業局など）において把握されている商業関係の情報等に関する資料の提出や説明等が必要な場合

なお、地方公共団体内部における執行体制は各地方公共団体の判断に委ねられるものであるが、本法の運用に当たっては、地方公共団体内の関係部局間において実質的に十分な連絡・調整を行うことが必要。

## 7. 地方公共団体の施策（第13条）

地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

- (1)本法の基本的な運用主体が都道府県又は政令指定都市であることにかんがみれば、本法制定が意味するところの政策転換の趣旨を、これらの地方公共団体に徹底する必要がある。
- (2)そこで、今後、地方公共団体が小売業を行うための店舗の立地に際してその周辺の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においても、一定の商業施設を保護するため小売業を行う店舗の地域における需給状況を勘案するといった、現行大店法でとられていた考え方を採用することのないよう、「地域的な需給状況を勘案することなく」と規定している。
- (3)また、本法に定める内容は、地方公共団体が本法の運用を地域の実情に応じて行うこととなるが、地方公共団体がそもそも本法の趣旨に反した「上乘せ」規制を行ってはならないことを明確化するため、「この法律の趣旨を尊重して行うものとする」と規定している。
- (4)なお、地方公共団体が、全く別の観点から、例えば自然環境の保護や歴史的建築物の保存の観点から横断的に施設整備に対する規制を行うようなことは、もちろん本規定に抵触するわけではない。

★例えば、廃止される大店法と同様の商業調整の視点で独自の規制を行うことはもとより、大店立地法の運用に当たって、商業調整の視点を導入したり、大店立地法の手続の対象となる事項を追加（注）するような地方の独自条例を定めることはできない。

（注）例えば、休業日数を対象事項とすることは想定していない。

- 13 -

## ★大店法とWTO協定との関係について

- (1)我が国は、米国の交渉の中で、大店法上の措置は、WTOのサービス貿易一般協定に整合しない措置には当たらないとの立場。しかしながら、同協定違反を主張する米国とWTOの下で二国間協議を行った結果、相互に満足すべき解決には達せず、依然として係争中。すなわち、米国がパナール設置要請の権利を有したまま今日に至っており、その後の見直しについては、予断を許さない状況にあったもの。
- (2)なお、今回の政策転換は時代の変化に対応するため、突効ある新たな制度を構築しようとするものであり、その背景の一つに、経済的規制たる大店法は廃止すべきとの国内外からの指摘があったことは事実であるが、あくまで我が国の判断として行ったもの。

## 10. 経過措置について（附則第4条～第5条）

- 既存店舗が、新法施行前と同様の営業を継続する場合には、新法の手続をとる必要はないことを規定。ただし、店舗面積、閉店時刻等を変更する場合は、届出を行うことが必要。
- 新法が施行された時点で現行大店法の手続が途中であっても、新法施行後8ヶ月以内に現行大店法の当該手続を終了し開店等を行えば、新法に基づく手続を行う必要はない。新法施行後8ヶ月以内に開店等を行えなかった場合は、新たに新法に基づく手続が必要。

- 15 -

## 8. 施行時期（附則第1条）

- 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

★施行までの期間は、他の法令の前例とのバランスを見ても十分な期間を確保している。他方、ゾーニングとの関係についても、都市計画法の改正は成立後半年以内の施行が予定されており、大店立地法の施行まで都市計画法の施行後1年半前後の期間が確保されることから、ゾーニング手法の活用意向を有する地方自治体においては、この間で十分それに向けた準備が可能である。

## 9. 大店法の廃止（附則第2条）

- 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の法律」の廃止

今回の大型店に対する政策の転換は、近年の小売業を取り巻く環境変化にかんがみ、現行大店法の限界を克服しようとするものである。すなわち、

- (1)大店法では大型店の立地に伴う交通渋滞・ゴミ問題等の周辺生活環境の問題に対応できないこと、
- (2)経済構造改革、特に規制緩和の流れの中で、経済的規制たる大店法による大型店の出店規制を継続するには限界があり、また、集積と集積の間での競争が大きくなり、大と中小の共存・組合せの妙によって集積全体の魅力を競うような状況が増える中で、大対中小という対立の図式が崩れつつあること、
- (3)経済的規制たる大店法は廃止すべきとの国内外からの指摘があること、等の点を踏まえ、新たな制度を構築することとし、上記の大店立地法の施行に伴い、現行大店法は廃止することとしたものである。

なお、「輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律」（いわゆる輸入品専門売場特例法）も同様に廃止する。

- 14 -

## 11. その他

- 地方自治体は、本法における共通のルールの下で運用を行うこと、地方自治体が行う勧告の内容は大型店の利益を不当に害するものであってはならないこととなっている。このため、適産者としては必要に応じ地方自治体をはじめとする関係者から情報収集を行うなど本法の運用状況について充分注視していくこととしている。万一、地方自治体が指針等に規定される本法の趣旨を逸脱することがあれば、地方自治法に基づき適産大臣は当該地方自治体に対し助言、勧告等を行うこととなる。
- 都道府県は、必要な限度に応じて大規模小売店舗の設置者とそのテナントに対して報告徴収を求めることができる。（第14条）
- 虚偽の届出等に対しては、罰則規定を設けている。（第17条～第21条）
- 不服申立制度の要否について  
本法は、生活環境の保持の観点から住民等の意見を幅広く聴取し、出店者の自主的な対応を促すことに本旨があり、行政上の不服申立制度を設けることにはなじまないもの。

- 16 -

★中心市街地活性化法との関係について

1. 中心市街地活性化法に基づく計画に位置付けられている大型店に対しては、規制緩和のため、大店立地法の適用除外を行うべきではないか、との論点

大店立地法は大型店の周辺生活環境の保持を目的としたものであり、中心市街地活性化のためにその必要性が高まることはあっても減じることはない。したがって、中心市街地活性化法に基づく計画に位置付けられていることをもって、大店立地法の手続を軽減することは認められない。ただし、予め地域の生活環境への影響をも考慮して計画が策定されることは十分考えられることであり、その場合は結果として大店立地法の手続がスムーズに行われることになると想定される。

2. 中心市街地活性化への取組を損なうような大型店の郊外立地については大店立地法で抑制すべきではないか、との論点

中心市街地活性化法に基づく計画の存する中心市街地の郊外に大型店の出店が行われる場合についても、大店立地法は商業調整を行わない以上、同法に基づいてそもそも出店自体について規制を行うことは不可。都市の健全な発展という観点から出店抑制が必要な場合は、都市計画法等のいわゆるゾーニング的手法を活用することを通じて対処すべきものとする。

## 中心市街地活性化 関連三法のポイント

### (2) 中心市街地活性化関連三法のポイント

中心市街地活性化対策として、中心市街地活性化法はじめ「まちづくり三法」が成立した。中心市街地活性化関連三法のポイントは、次のとおりである。

#### ① 中心市街地活性化法

国が基本方針を作成し、市町村がその基本方針に即して市街地の整備改善及び商業等の活性化を図るための基本計画を作成。国の13省庁が連携して支援する。活性化のための多数の事業が用意されており、TMOが中心市街地の商業等をマネージメントする事業が中心である。

#### ② 大店立地法

住民等の利便確保と生活環境悪化の防止の観点から調整。大型店の出店に際して、都道府県や政令指定都市が、交通渋滞やごみ処理、騒音など生活環境対策が不十分な場合、計画の変更を求めることができる。

手続きは都道府県レベルで行われるので、商工会などの団体や地元住民は都道府県に対し、積極的に意見を出すことが求められる。

#### ③ 改正都市計画法

都市計画法の特別用途地域設定が、市町村に権限を与えられた。市町村が“中小小売店舗地区”などの自主的な特別用途地区を設定し、大型店の立地を誘導、コントロールできるようになった。

これら法律のポイントは、①単なる商業の活性化ではなく、それに加えて市街地の整備改善と複合して解決するものであり、②制度面では都市計画の市町村への権限委譲、③組織面では行政主導から市民参加等民間活力の期待への転換である。

これまでの中央行政主導・縦割り行政のやり方から、地方に権限を与え、問題解決組織としてTMO等民間に中心市街地のマネージメントを任せるなど、欧米の先進モデルを導入しているのがこの法律の特徴である。



資料) 富山県商工同友会

## イオン宮崎ショッピングセンター出店スケジュール計画（案）

2001年	6月	地権者との開発基本合意書調印
	7月	出店表明
	8月	開発行為等の申請
2002年	5月	大店立地法届出
	9月	造成工事着工
2003年	1月	大店立地法で県意見
	2月	建設工事着工
	11月	ショッピングセンター開店

### 出店計画の概要（イオンモール 7月10日表明）

①所在地	: 宮崎市新別府町池内
②敷地面積	: 約220,000㎡
③計画建物	
物販	: 54,200㎡
非物販	: 11,400㎡
(飲食, サービス, アミューズ, シネマコンプレックス, イオンホール)	
その他後方支援施設、駐車場等	: 34,600㎡
延床面積計	: 100,000㎡
駐車場台数	: 約5,800台

- (1) 総投資額 : 約200億円
- (2) 年間売上 : 約300億円
- (3) 商圏 : 県下一円及び鹿児島県、熊本県の一部、1次商圏は半径20kmで人口50万人
- (4) 年間来場者数 : 1,300万人を想定（イオン倉敷SC並）
- (5) 雇用 : 2,000人前後
- (6) 駐車場 : 5,800台の無料駐車場
- (7) 専門店モール : 物販店舗・飲食店舗・サービス店舗等100～150店舗を配置  
(全専門店のうち3～4割は地元の事業者の出店を期待)

## 中心商業地商業の推移

	宮崎市全体			中心商業地		
	H 3	H 6	H 9	H 3	H 6	H 9
商店数 (店)	5,864	5,369 △ 8.4%	5,071 △ 5.6%	1,214	1,088 △ 10.4%	1,043 △ 4.1%
従業員数 (人)	36,477	36,187 △ 0.8%	34,935 △ 3.5%	6,758	5,873 △ 13.1%	5,329 △ 9.3%
年間商品販売額 (億円)	16,961	16,299 △ 3.4%	15,834 △ 2.9%	3,458	2,873 △ 16.9%	2,001 △ 30.4%

資料：商業統計調査各年

### <特徴>

- ①市全体、中心市街地とも商店数は減少傾向にある
- ②空地、空店舗が地区全体にわたって点在するが、特に橘通2丁目地区が目立つ
- ③市全体に比べ中心市街地の商品販売額の落ち込みが大きい

②商業系

a. 中心市街地の商業施設動向

- ・ 橋通り、中村地区においてまとまりのある商業地が形成
- ・ 近年、中心商業地における歩行者交通が減少
- ・ 中心市街地の空地、空家が多い

宮崎市の産業の中核をなす商業は、人口の伸びに支えられて着実な発展を遂げ、県下商業活動の中核としての地位を築いてきた。

近年において、バブル期の伸びは著しいものの、平成6年調査と平成3年調査を比べると従業員数、年間商品販売額ともに総数で減少傾向にある。これは景気後退、流通機構の改革等の影響を受けての低下傾向と考えられる。

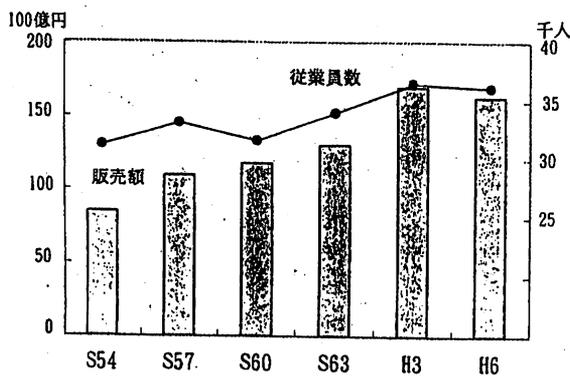
本市の大規模小売店舗の店舗数は13店舗となっており、人口10万人当りで比較すると、北九州市(4.93店舗/10万人)について多く、4.40店舗/10万人となっている。九州内において大規模小売店舗の人口当り店舗数が多いといえる。

近年、中心商業地の南北・東西軸を構成する橋通り、一番街通りの歩行者交通量をみると、大型店の売り場面積の増加に反比例して減少傾向にある。

中心市街地においては、建物が建っていない空地のほとんどが駐車場等に平面的に利用されている。また、橋通り沿いにおいては空店舗等が目立つ。

中心商業地の活力は総体的にも低下傾向にあると言え、その原因として車社会への対応の遅れ等があげられる。

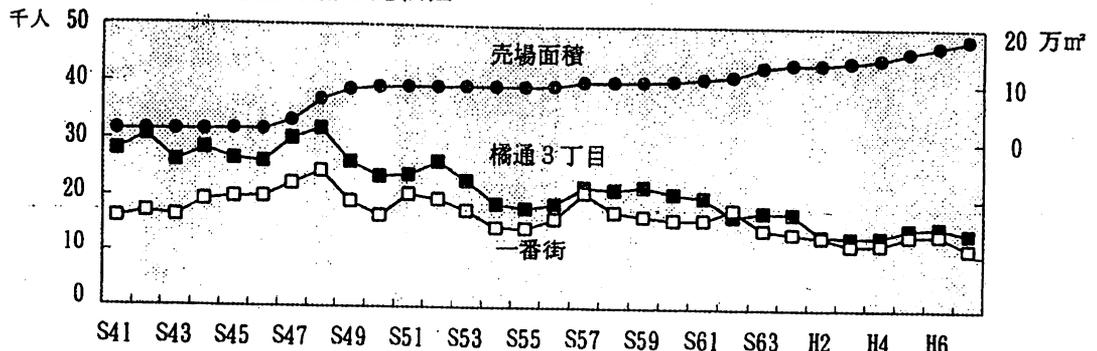
■年間商品販売額の推移



■九州主要都市の人口当り大規模店舗数ランキング

順位	都市名	人口 (1995.3)	大型店舗数 (3,000㎡以上)	人口10万人当り店舗数
1	北九州	1,015,117	50	4.93
2	宮崎	295,667	13	4.40
3	熊本	630,862	25	3.96
4	長崎	435,530	16	3.67
5	佐賀	166,647	6	3.60
6	大分	420,541	14	3.33
7	福岡	1,225,745	38	3.10
8	鹿児島	536,363	16	2.98

■大型店の売り場面積と通行量の比較図



出典: 宮崎市の商業(平成6年)、'96全国大型小売店舗総覧、平成7年度宮崎商工会議所宮崎市主要商店街の通行量調査

b. 沿道型商業施設の立地

・近年、沿道型商業施設の立地が進む

近年のモータリゼーションの進展に伴い、住吉・花ヶ島(国道10号)、田吉(県道中村木崎線)、大塚(県道南俣宮崎線)の各地区沿いに紳士服、靴、ホームセンター、ディスカウントショップ等の立地が進んでいる。

消費者の余暇時間の増大、行動半径の拡大といったライフスタイルの変化を反映し、消費者ニーズに対応したショッピングセンター的性格の新興商業地が形成されつつある。

c. 観光拠点の形成

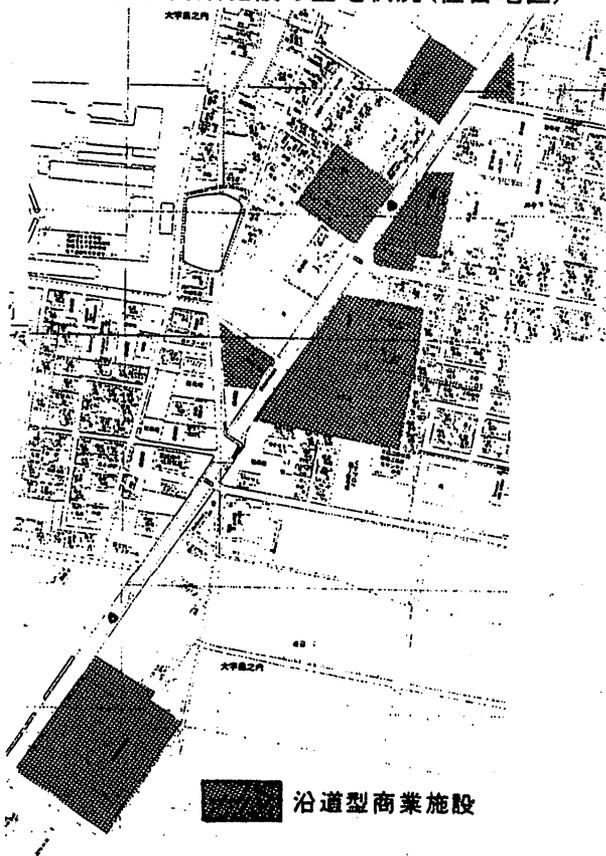
- ・ ーツ葉、青島地区にリゾート拠点が形成され、観光振興の拠点化が図られた
- ・ 青島地区の再活性化が必要

本市には、国際海浜コンベンションリゾートゾーンと青島スポーツファミリーリゾートゾーンの2つのリゾートゾーンの整備が図られており、「ふれあい・交流の場の形成」を目指し、多様な交流活動を展開する拠点として位置づけられている。これらのリゾート地の効果により、観光客の増加がみられる。

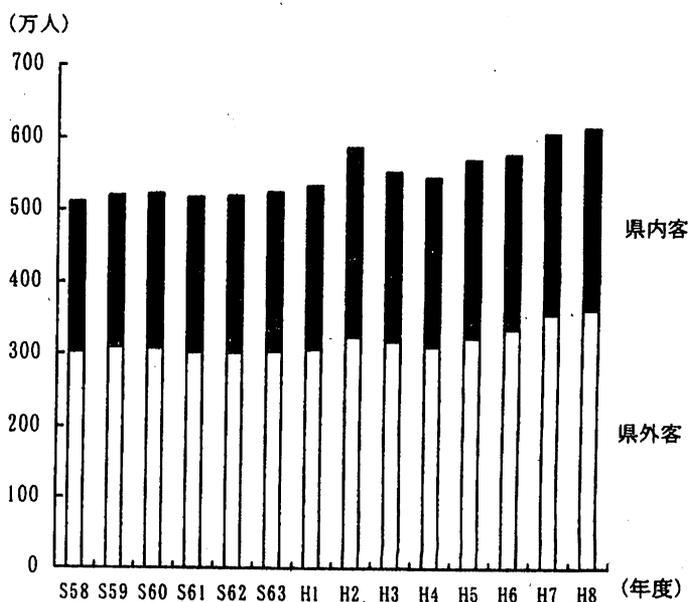
このリゾート地の中でも、青島地区においては既存商店街の再整備により活性化を図る必要がある。

また、観光拠点地区と周辺集落地との公共施設の整備水準や景観の調和を図ることが求められる。

■沿道型商業施設の立地状況(住吉地区)



■観光客数の推移



出典: 宮崎市観光統計

(2) 市街化調整区域等

■土地利用及び整備の方針

原則として、市街化を抑制するが、以下のように区分して土地利用を図る。

区 分		土 地 利 用 の 方 針
生産系緑地等	既存集落区域	田園環境を保全しつつ、住環境を整備する区域。 農政事業との協力のもと、田園環境を保全しつつ住環境を整備する。特に拠点となる集落については、田園環境との調和を図りつつ、集落拠点機能の集積に向けた基盤整備を図る。
	農地保全区域	原則として、農業環境の保全を図る区域。 優良な農地については、農業基盤の充実に努め、農業環境の保全を図り、都市的土地利用は行わない。
	その他の区域	当面、田園等の現在の土地利用を保全する区域。但し、以下の考え方により、計画的なまちづくりを考える。 a. 市街化区域隣接地においては、土地区画整理事業等による計画的市街地整備が確実な区域について、市街化区域への編入を行う。 b. 市街化区域に隣接しない地域については、原則として市街化区域への編入や、地区計画の設定は認めない（原則として“飛び地”は認めない）。但し、幹線道路沿道の土地利用については、沿道サービス施設として現行の法規制に適合するものは認める。
保全系緑地等	森林区域	防災上、環境・景観上森林としての保全を図る区域。 原則として森林として保全し、都市的土地利用は行わないが、雨水の流出抑制や緑地率を高めるなど、防災、景観等に配慮した開発で下記のいずれかに該当する場合は開発を認める。 a. 市街化区域隣接地の開発。 b. 集落拠点周辺の森林については、住宅地と住宅地以外の複合開発等、地域の振興に有効であり、周辺土地利用に影響を与えない開発。
	緑地保全区域	防災上（保安林、砂防指定区域等）、自然環境形成上（自然公園等）、自然環境の保全を特に図る区域。 自然環境の保全を図り、都市的土地利用は行わない。

また、本市の発展につながり、周辺の土地利用に影響を及ぼさない拠点整備事業については、本表の土地利用の方針以外でも認める。

## (2) 市街化調整区域における大規模開発運用基準の考え方

### ① 現状

都市計画法に基づく開発許可については、平成12年4月から地方分権一括法により本市に開発審査会を設置し、その事務処理を本市で行っているところです。(平成9年4月から平成12年3月までは、県開発審査会に諮って市で許可)

市街化調整区域における開発許可にあたっては、市街化調整区域が市街化を抑制すべき区域であることから、「市街化調整区域に立地することがやむを得ないもの」や「計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるもの」など、限定的に取り扱っております。

また、「宮崎市都市計画マスタープラン」において市街化調整区域の基本的な土地利用を示していることから、大規模開発行為については、無秩序な開発を防ぐために「大規模開発運用基準」に基づいて開発許可事務を行っているところです。

### ② 大規模開発運用基準の概要

都市計画法の規定及び宮崎市都市計画マスタープランに基づき、「宮崎市大規模開発運用基準」を策定し、これに沿って指導・許可を行っております。(平成11年12月策定)

#### 1 適用

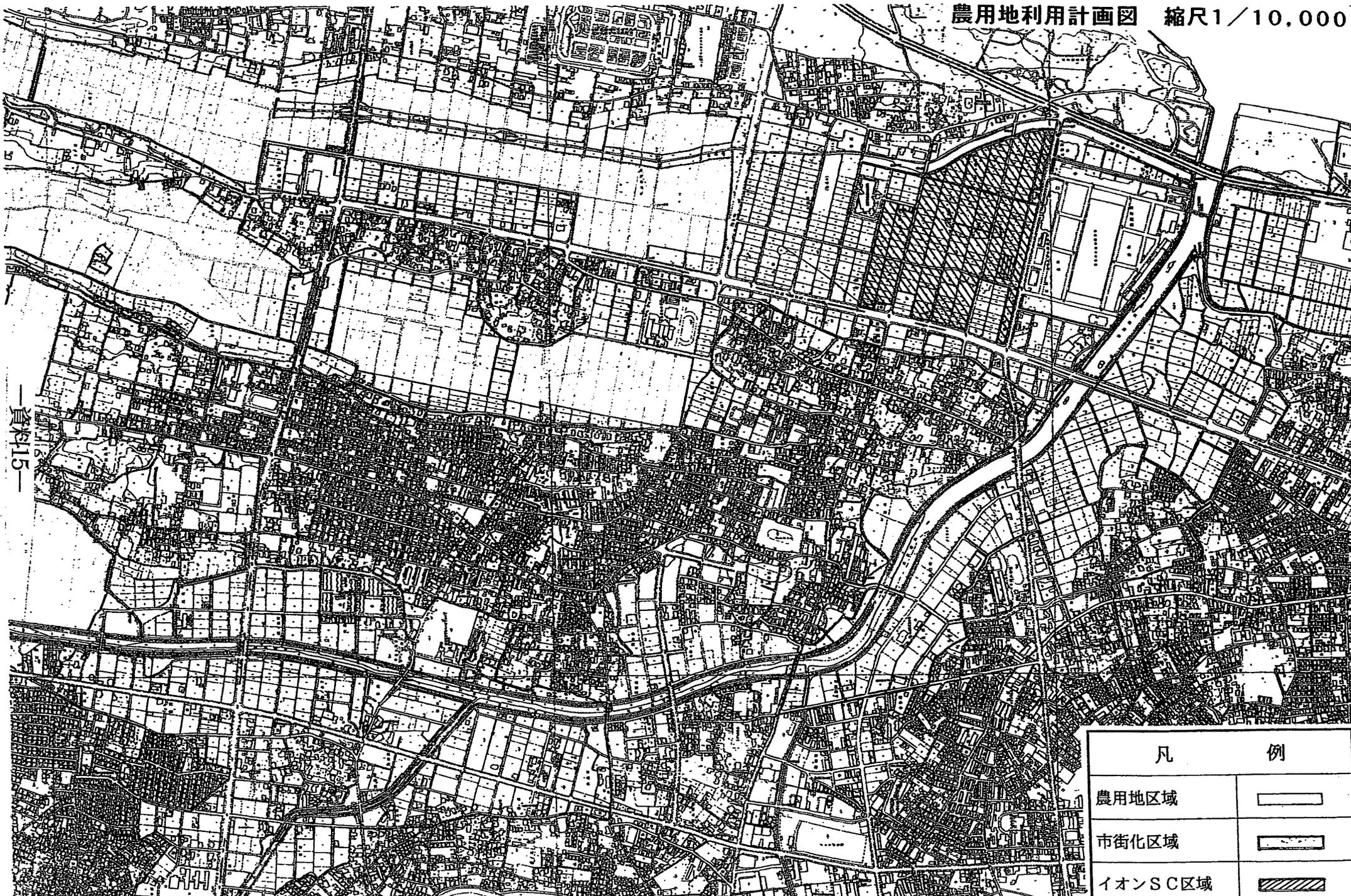
市街化調整区域内において行われる開発行為のうち、計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるもので、基本的には、開発区域面積20ha以上の開発行為が対象となりますが、区域及び目的又は種別を限定し開発区域面積5ha以上の開発行為も対象としております。

#### 2 協議の対象となる開発行為一覧表

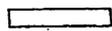
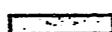
	5ha以上	20ha以上	50ha以上
市街化区域隣接 集落拠点区域内 及びその隣接	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅系開発</li> <li>② 上位計画に位置付けがある非住宅系開発</li> <li>③ ①と②の複合系開発</li> <li>④ 住宅系開発と研究施設等の複合系開発(集落拠点区域内及びその隣接のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅系開発</li> <li>② 上位計画に位置付けがある非住宅系開発</li> <li>③ 研究施設等を目的とした開発</li> <li>④ ①と②の複合系開発</li> <li>⑤ 住宅系開発と研究施設等の複合系開発</li> </ul>	
市街化区域からの飛び地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上位計画に位置付けのある研究施設等の特別な施設であり、その性格から市街化区域等に隣接して立地することが、適当でない施設の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上位計画に位置付けがある開発</li> <li>② 工業用地を目的とした開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上位計画に位置付けがある開発</li> <li>② 工業用地を目的とした開発</li> <li>③ 住宅系開発と上位計画に位置付けがある非住宅系開発の複合系開発</li> <li>④ 住宅系開発と研究施設等の複合系開発</li> </ul>

\* 研究施設等とは、運用基準の別表に定めたもので、研究開発施設、工場、流通業務施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、公的計画に基づくものが含まれます。

農用地利用計画図 縮尺1/10,000



1515

凡 例	
農用地区域	
市街化区域	
イオンSC区域	

# 私たちは郊外型の超大型ショッピングセンター の進出に反対します

去る4月20日付「宮崎日日新聞」に宮崎市東部の大型商業開発についての記事が発表されました。私たちは次のような理由からこの商業開発について反対しています。

宮崎県商店街振興組合連合会  
宮崎市商店街振興組合連合会

## 既存の商店街が崩壊し、宮崎市全体を魅力のない街にします

宮崎市の商業は、橋通りを中心とした商業地と宮交シティを中心とした商業地の2つの核があり、青島や生目など地域を担う商店街があるという形をしていました。しかし十数年前位からこれに加え、車でのお客様に対応したロードサイドの店舗が増えてきました。近年の不況の中では、今の状態でも商業機能が拡散しそれぞれの商業地の魅力が落ちていきます。このような状況の中に、第3番目の商業核が郊外に出来ることは商業機能をさらに拡散させ、既存の商店街は崩壊します。宮崎市の年間小売販売額は約4,000億円、その内半分の2,000億円程度が商店街やショッピングセンターの売上であろうと考えられます。また、中心市街地の大型店の売上が約450億円、一般店舗が約250億円程度と考えられます。一方今回の大型商業施設の年間売上額は年間300億円、あるいはそれ以上が想定されます。このことは、一般商店のみならず、山形屋・寿屋・ボンベルタなど中心市街地を支えてきた核的大型店の存立さえも脅かす規模であるということです。その結果として、中心市街地の商店の減少は必至であり、宮崎市の顔である中心市街地は崩壊するものと考えられます。食品やファッション、アミューズメント（娯楽）などを扱う複合的な大型ショッピングセンターは、食品を中心とした身近な商品を取り扱う商店街にも影響を与え、身近な商店街の店舗が閉店に追い込まれると考えられます。

## 既存の商店街が衰退すると、街の祭りやイベントが出来なくなります

イベントを実施したときの市民の人出でもわかるように、中心市街地でのイベントは市民の皆様にとって大きな楽しみだと考えられます。中心市街地の売上が1割程度でも減少したとき、商店街ではさらに空き店舗が増え、商店街の結末はなくなり橋通100年の祭りやイベントを支える力はなくなります。

## 既存の商店街が衰退すると、車に頼れない人はとても不便になります

中心市街地だけでなく、青島・生目・江平など多くの商店街が宮崎市民の日常生活を支えています。宮崎の商業が車のアクセスの良い郊外に集中し、その影響で居住地に近い商店街の小規模店舗が減少すれば、高齢者など交通弱者の方にとって大変不便な宮崎市になります。

## 既存の商店街が衰退すると、特徴のない街になります

郊外の大型ショッピングセンターやロードサイド店では車でくる人を対象にしているため、地域とのつながりは持ちません。また、コンビニエンスストアは便利ですがアルバイトによって運営されており同じように地域とのつながりは持ちません。全国どこにでもあるような店が、地域とのつながりを持たず、宮崎市にばらまかれたとき、地域のコミュニティもイベントも無くなり何の特徴も無い宮崎市になります。

**私たちは宮崎をこんな街にしたいと考えています。**

# 大 会 決 議 (案)

我々、中小小売商及び商店街は永年に亘って、県内各地において消費者、行政及び関係機関と連携しながら地域の文化、歴史を守り、地域経済の振興に少なからず寄与してきた。

昨今の経済環境の変化、特に規制緩和の進行により今日まで県内各地において大型店の進出が相次ぎ、その結果、過当競争の激化が一段と進み、廃業を余儀なくされた中小小売商も数多く、大型店さえも倒産、撤退がみられる。

今回のイオングループ進出の問題は、本県中小小売商にとって死活問題であり、本県の地域経済を支えている多数の中小小売商及び商店街は壊滅状態になることは必至であり、各地の都市基盤が崩壊し、一気に空洞化が進むと思われる。

21世紀を迎えた今日、我が国は高齢化社会への対応、食糧自給率の向上、環境問題など多くの課題を抱え、本県にとっても均衡ある県土づくりを推進することが重要である。

この度、決意を新たにして、今後、我々、中小小売商及び商店街は、県民・市民の立場に立って、たゆまないサービス提供の向上に努め、豊かで健康的な生活文化に寄与することを誓う。よって、九州最大規模といわれるイオングループの宮崎進出に対しては、断固として反対することを強く表明するものである。

平成13年8月29日

イオングループ進出反対総決起大会



# 「中心市街地どうなる」

## 「イオン」SCC出店

「イオン」SCC出店。中心市街地の衰退にもつながる大きな社会問題。反

# 既存店に危機感

## 地権者は開発に期待

地権者百十人余りで交渉委員会の「田原権」に、会員が開発について、この



イオン宮崎ショッピングセンターの進出に反対する商店街振興組合連合会のポスター＝10日午後5時、宮崎市・一番街

対運動を徹底する。イオンモールが十、九州最大規模の複合型ショッピングセンター（SCC）を宮崎市新別府町に建設する計画を市に申請したのをめぐり、県内関係者の間に不安が広がった。開発は地域経済振興の期待を呼び起す一方、既存の商店街には危機感が強まっている。

時期が来るのを首を長くして待っていた。市では行政は積極的に開発の方向で取り組んで来た。出店のカギを握る行政の

## 地域活性化で対策

### 14市町村対策会議

イオンモールの出店計画が自治体の議会で反対決議を採択された。市では行政は積極的に開発の方向で取り組んで来た。出店のカギを握る行政の

市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。

市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。市街地の活性化を促す。

宮崎の街が壊れる! 進出に反対します

宮崎の街が壊れる! 進出に反対します

# 将来見据えた議論必要

## 解説

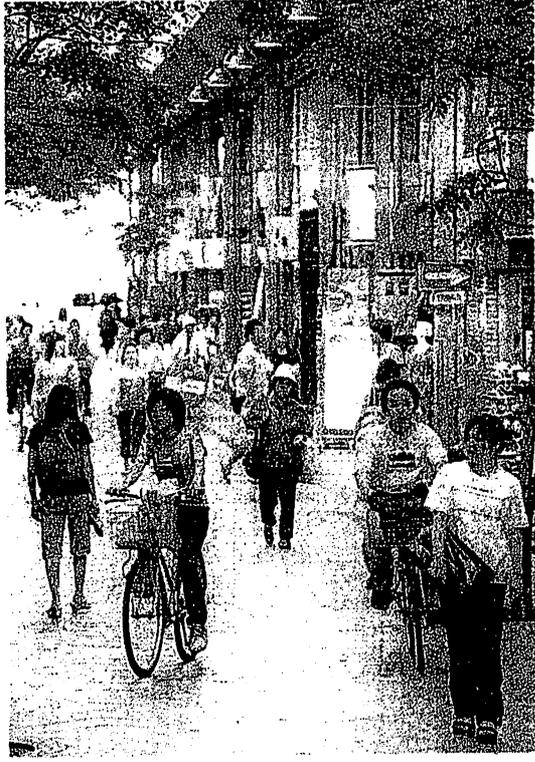
### 注目される宮崎市対応

#### 「イオン」SC出店

イオン宮崎ショッピングセンター(SC)の概要が明らかになった。イオングループが進出計画を打ち出して5年がたち、難航した地権者の同意もまとまった。九州最大級のメガモール(巨大商店街)が誕生す

れば、本県の商業地図は確実に塗り替えられる。進出反対、開発促進両者の活動は熱を帯びており、消費者の立場や将来のまちづくりを言及した真しな議論が求められる。

同グループの商業施設専門課は、規模な複合型SCを出店。同社は市内十一カ所で大規模な複合型SCを出店。



本県最大のショッピングセンターとして親しまれている橋通の商店街。魅力の創出には自助努力が最も大切となる

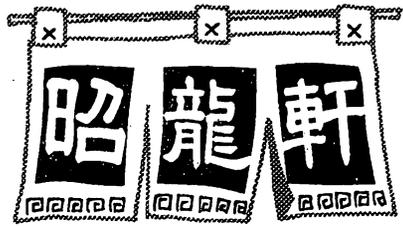
養バロップであるイオンモール(本社千葉市)の川口藤崎社長は十日の出店表明会見で「当該している」という言葉を繰り返した。宮崎市の既存商店街から始まった反対運動が、周辺市町を巻き込み、過熱しているためだ。

「拒否反応」の背景には、地元の中小商店を保護してきた大規模小売店舗法(大店法)が昨年六月、大規模小売店舗立地法(大店立地法)に変わったことがある。交通渋滞やごみ、騒音など周辺環境の調

和を図る大店立地法では、イオンのSC進出に待ったが掛かる可能性は少ない。建設予定地は二十二形の農地(市街化調整区域)である。市街化区域への変更と農地転用の許認可権を持つ宮崎市は都市計画をどうしようと考えていくのだろうか。対応が注目されることになる。

宮崎SCの年間売上高は約三百億円を想定。糟田町や佐土原町の年間商品販売額に匹敵する。空き店舗の増加や売り上げ不振の加速を懸念する同市橋通の中心商店街だけでなく、周辺市町も危機感を募らせる。

となく「待ちの商売で、消費者ニーズに疎い」と言われる橋通周辺の各商店街が、宮崎山形屋など既存大型店と連携。「魅力的な商業ゾーン」を構築し始めていくのは歓迎される。消費者にとっては、大型SCは魅力的に感じない。福岡や隣県の鹿児島、大分、熊本まで出掛けたら、品数豊富で安い物が楽しめる。雇用三千人、投資額二百億円前後(川戸社長)という直接的な経済効果もある。農家が中心の地権者サイドからは、減反問題や後継者不足、高齢化などの不安があり、土地の有効活用が図れるかどうかは切実な問題だ。



南九州最大の売り場面積(7畝)となる「イオン宮崎ショッピングセンター」の出店計画が表明されました。県央地区に大きな影響を与えます。幸いにも出店を認めるか認めないかのイニシアチブを、宮崎市が握っています。

す。大いに議論しましょう。

大型店の歯止めとなっていた大店法は規制緩和の流れのなかで、昨年6月に大店立地法に変わりました。旧法では店舗面積の縮小や開店時間などが調整できましたが、新法では交通渋滞やごみ、騒音など環境問題の調整し

かできません。進出予定地は宮崎市新別府町です。市中央卸売市場から市郡医師会病院の間で、シーガイアの隣接地です。ここは市街化調整区域で今のところ商業施設の

立地はできないのです。市には大まかな土地利用方針として都市計画マスタープランがあります。当該地区は物流・工業拠点ないしは生産系緑地帯です。

このマスタープラン

### 超大型店の進出

を実現するため市大規模開発運用基準があります。今回のような進出計画を認めるものとして「市議会の議決を経て策定された計画で、県の定める中長期の整備開発計画等の上位計画と整合性がとれ

ているもの」などと規定されています。

結論を言いますと、進出を可能にするには「市にとって意義のある施設と認定しマスタープランを変更」する必要があります。市で

は早急に検討部会を作りメリット、デメリットを探ることになっています。市議会の判断も重要です。

もう一つの歯止めが農地法です。予定地は20畝の農地ですから転用許可が要ります。4

超超では、事前審査で知事に申請し農政局の内示を受けて本申請し、知事から農水大臣の許可となります。当然、市の意見も聞くことになるでしょう。

この問題では、深刻な影響を受ける宮崎市の中心商店街のほか、第1次商圏(50万人)とされる周辺市町村から反対の声が起きています。一方、ショッピングセンターはシャスコを核に百数十店のテナント、アミューズメント施設を備え2年後の開業を目指しています。シーガイアにとっ

ては、ともに発展を目指す施設とも言えます。年商300億円、2000人の雇用は市の活性化には魅力にも見えます。

中心商店街では、宮崎山形屋などの連携がやっと始まりました。これを機に、どう改革を進め、消費者が納得できる計画を示せるかがポイントになるでしょう。論議できる紙面にします。

宮崎支局長 勝野昭龍



# イオン進出計画 県、市に反対陳情 対策会議

崎市長と県の中野広明商工労働部長に、十一町村議会の進出反対決議を添えて手渡した。

これに対し宮崎市は「推進、反対の手紙は意見を聞き多面的に検討を重ねたい」、県は「法的には反対できないが、趣旨は十分承りたい」と回答した。

会見した日野市長は「消費者の流出は地元商店街に深刻な打撃を与えており、複合型SCCの進出は致命傷。消費者からの抗議もあったが、利益を得る人がいる半面、死活問題を抱える人も出てくる」と対策会議側の考えをあらためて示した。

イオンモール(旧イオン興産)が宮崎市新別府町に九州最大規模の複合型ショッピングセンター(SCC)進出を表明した問題で、周辺十四市町村でつくるイオングループSCC対策会議(代表・日野光幸西都市長)は十六日、宮崎市と県に進出反対の意思を伝える要請、陳情書を提出した。

同対策会議は宮崎、西都市、宮崎、東諸県、児湯郡の自治体や議会、商工会議所などで構成。要請、陳情書は「商店街が奪われ、地方自治体の運営にも大きな支障を及ぼす進出には反対。周辺市町村の議をめぐって反対しつづけてきた」としている。日野市長、戸数正佐十原町長らが津村重光宮

宮崎日日新聞 2001.7.17

朝日新聞 2001.11.21

## イオングループの宮崎市出店計画

# 大型店の客 24%減

### 進出対策会議 影響を推計

宮崎市新別府町にイオングループの九州最大級の大型複合商業施設が計画されている問題で、イオンショッピングセンター進出対策会議(議長・山口英樹宮崎市助役)は20日、イオンが進出した場合、市内の商業地区で13%、市内の大型店に限ると24%の買い物客が減少するとの「商業モデルに基づく宮崎市商業への影響推計」を市議会市民経済委員会に説明した。

それによると、市内16地区では、出店前の約6万2千人に比べ、出店後は約5万4千人、13%の減少を示している。

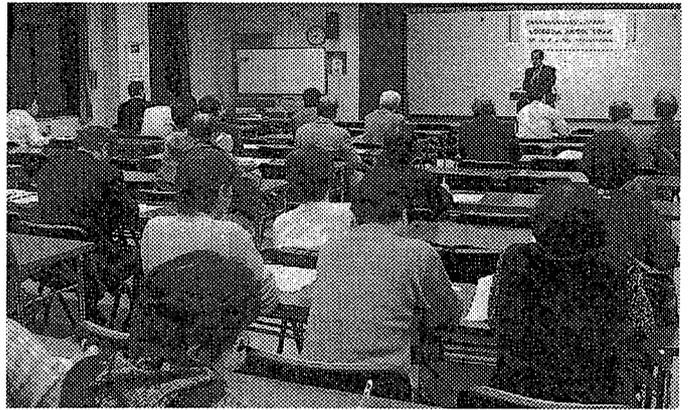
影響推計は、商圏分析やマーケット調査で広く普及し、店舗や商業地を中心に、周辺に住む消費者の何パーセントが引き内へ買い物に来るであろうと推計したという。市は「今回簡易モデルの結果が示されたが、今後、商品の品ぞろえ、中心市街地の魅力度などの影響を加味してさらに検討を進めたい」としている。



## 街づくりはみんなで論議

宮崎市

### 大型店進出問題で市民講座



大型店や街づくりの問題について学び  
あった市民講座＝11月30日、宮崎市

市民講座「大型店進出と『まちづくり』を考える」が十一月三十日、約六十人が参加して宮崎市で開かれました。講師は、奈良女子大学生活環境学部助教授の中山徹氏。主催は、日本科学者会議宮崎支部。中山氏は、宮崎市郊外に大型店が出店した場合について「宮崎を

訪れた観光客が、わざわざ大型店に買い物に来るとは思えない。アメリカ型の大型店が、時代を先取りしている」と指摘し、湯布院などの指摘し、湯布院などの例もあげ「昔からの自然や環境を生かしながら街づくりや観光政策をすすめている地域が成功している」とのべた。

中山氏は、宮崎市郊外に大型店が出店した場合について「宮崎を

また、少なくとも自治体が、競って国際都市を目指していることについて「行政の役割は、市民の幸福の追求であって、他の自治体との競争ではない。それに国際的企業は国際状況に左右されやすく、そうした企業に頼る街づくりは危険だ」との考えを示しました。

そのうえで、中心市街地の活性化策について、「市民が『自分たちの暮らしや将来をどうつづけていくか。そのために中心市街地はどうあるべきか』との視点で、市民全体、地域全体で議論をすすめることが大切だ」と強調しました。

宮崎市内に住む野崎佳代子さん(55)は「宮崎の自然や地元の人たちのあたたかさを生かした街づくりが大切だと思つ」と話していました。